

公益社団法人 岡山県社会福祉士会 広告掲載規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岡山県社会福祉士会（以下、「本会」という。）の会報誌、イベント等に掲載される広告及びチラシ等の会報誌封入（以下、「広告等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(責任)

第2条 広告等は、広告等を依頼しようとする者（以下、「広告依頼主」という。）が準備し、広告依頼主に掲載場所を提供するとともに、封入作業を行う。

2 広告等の内容に関する責任は、広告依頼主が負う。本会は、広告等の内容に対する一切の補償、責任を有しない。

(掲載場所、掲載料金及び規格)

第3条 広告等の掲載場所、掲載料金及び規格は別に定める。

(掲載基準)

第4条 次の各号に掲げる業種及び内容に関する広告は、取扱いをしないこととする。

- (1) 消費者金融及び投機的な電話業
- (2) 出資金募集（協力者求む、重役招へいなど）
- (3) 商品先物取引業
- (4) 迷信にかかわるもの
- (5) 布教、寄付集め
- (6) 易断鑑定（易学教室をのぞく）
- (7) 暴力団などの特殊な結社団体
- (8) 風俗及び私営ギャンブル関連
- (9) 調査、探偵業
- (10) 尋ね人（警察に届け出を行っている失踪者を除く）
- (11) 法的資格制度のない医業類似行為等（カイロプラクティック、アロマセラピー、整体等）
- (12) 交通共済（反則金肩代わり）
- (13) 不良商法とみなされるもの（マルチ商法、靈感商法、催眠商法など）
- (14) 政策、報道記事を否定するもの
- (15) 他の広告を否定するもの
- (16) その他、本会理事会により不適切と判断したもの

(掲載申し込み手続き)

第5条 広告依頼主は、別に定める申込書にて本会事務局へ手続きを行う。

(審査及び掲載作業)

第6条 本会において広告等の掲載を審査し、その結果に基づき広報委員会にて掲載作業等を行う。

2 審査を行うために、広告依頼主は掲載予定の広告(案)を添付する。

(広告等の変更について)

第7条 掲載中の広告等の変更については、改めて広告等の内容を審査した後に行う。

(広告等の取り消しについて)

第8条 広告掲載後に、第4条に基づき掲載した内容に不適切な事項が発生、発見された場合は、本会は広告依頼主に通知の上、掲載の取り消しを行う。

2 虚偽の申請、内容により不適切な事項が発生した場合、掲載の取り消しにかかる費用は、広告依頼主が負担する。

3 その他の事項で取り消しを行う場合は、本会及び広告依頼主による協議に基づき、取り消しにかかる費用を負担する。

4 広告掲載費用は、前3項の規定により取り消した場合、広告掲載費用の返還は行わない。

(広告等の掲載終了について)

第9条 掲載期間が満了した広告等は、速やかに掲載を終了する。

2 広告掲載依頼主からの掲載終了の意思を確認した広告等は、掲載期間途中でであっても速やかに掲載を終了することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附則

1. この規程は、2017年10月13日から施行する。

2. この規程の名称を、2019年4月1日公益社団法人移行に伴い変更する。

「広告掲載規格及び料金に関する規定」別表（第3条関係）

掲載料金について

広告掲載媒体：会報誌

- ・ 会報誌への広告掲載 会報誌 1号分

	会員・準会員	賛助会員 (個人・団体)	非会員（一般）
A4 1/1 サイズ モノクロ	10,000 円	10,000 円	20,000 円
A4 1/2 サイズ モノクロ	7,500 円	7,500 円	15,000 円
A4 1/4 サイズ モノクロ	5,000 円	5,000 円	10,000 円

- ※ 広告掲載用の原稿データは依頼主支給
- ※ 会報誌への広告掲載はモノクロ印刷
- ※ 年間（12号分）掲載申込で原稿データに変更がない場合は、上記価格×12÷50%の料金とする。

- ・ 会報誌への広告チラシの折り込み 会報誌 1号分

	会員・準会員	賛助会員 (個人・団体)	非会員（一般）
A4 サイズ以下 1枚×発行数 (両面印刷含む)	10,000 円	10,000 円	20,000 円
A4 サイズ以下 1部×発行数 (複数枚で構成された冊子)	30,000 円	30,000 円	60,000 円

- ※ 広告チラシは依頼主支給。
- ※ カラー、モノクロ印刷問わず。
- ※ 1部（複数枚で構成された冊子）は、50ページ以内のものとする。

掲載料金に請求について

- ・ 会員・準会員でのお申し込みの場合について
請求書は「会員」「準会員」の個人名での発行となります。
- ・ 賛助会員でのお申し込みの場合について
請求書は「個人」での賛助会員の場合は個人名で、「団体（法人）」での賛助会員の場合は団体（法人）名での発行となります。

掲載料金の支払いについて

- ・ 掲載料金の支払いは所定の銀行口座へのお振込に限ります。
- ・ 請求書到着後1ヶ月以内にお振込みください。

(様式1)

申請日： 年 月 日

公益社団法人岡山県社会福祉士会 会長 殿

広告掲載申込書

団体名 :
住所 :
代表者名 : _____ ⑩

下記のとおり、広告掲載を申し込みいたします。

※該当箇所に☑をお願いします。

申し込み媒体	<input type="checkbox"/> 会報誌 <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> その他 ()	
広告掲載期間	会報誌 掲載 年 月号～ 回分 会報誌 広告チラシ折り込み <input type="checkbox"/> 枚単位 <input type="checkbox"/> 部(冊子)単位 年 月号～ 回分 その他	
広告内容		
申請者 連絡先	区分	<input type="checkbox"/> 会員・準会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員(個人・団体) <input type="checkbox"/> 非会員(一般)
	団体名	
	担当責任者	
	電話番号	
	FAX番号	
	メール	

お申し込み後、担当者よりご連絡をいたします。その後、広告掲載(案)をご提示ください。